



告 示 第 108 号

別記の書類は、送達を受ける者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により告示します。

この書類は、上富田町役場税務課に於いて保管していますから、送達を受けるべき者の申し出があればいつでも交付します。

令和 8年 7月 2日

上富田町長 奥田 誠



## 令和8年度 軽自動車税 公示送達名簿

書類の表示	送達を受けるべき者の氏名名称	発送日	所在不明の住所等
軽自動車税	深瀬 和洋	R8.5.8	和歌山県西牟婁郡上富田町岡1142番地
軽自動車税	竹田 涼一	R8.5.8	和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台37番28号
軽自動車税	橋本 学	R8.5.8	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来605番地の8
軽自動車税	新玉 克巳	R8.5.8	和歌山県日高郡みなべ町芝227番地5レオパレスかたおか 102号